

社会福祉法人栗福社会
あわ保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 栗福社会 あわ保育園
所 在 地	和歌山県和歌山市楠見中 3 5 番地の 1
電 話 番 号	0 7 3 - 4 5 3 - 2 0 0 3
代表者氏名	理事長 土 井 淳 宏

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	あわ保育園
施設の所在地	和歌山市楠見中 3 5 番地の 1
連 絡 先	電話番号 0 7 3 - 4 5 3 - 2 0 0 3 F A X 0 7 3 - 4 5 4 - 2 0 4 0
管 理 者	園長 土 井 淳 宏
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員 (年 令 別)	0歳児 8人、1歳児 13人、2歳児 24人 3歳児 25人、4歳児 25人、5歳児 25人 計 120人
開 設 年 月 日	昭和 5 3 年 4 月 1 日

3 施設の目的・運営の方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1 9 9 0 . 2 8 m ²
	園庭	8 7 1 . 8 8 m ²
		(旧園庭側) 8 8 2 m ²
園舎	構造	鉄骨造陸屋根・合金メッキ銅板ぶき2階建
	延べ面積	1 0 9 2 . 5 3 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	4 室	もも組（満2歳児クラス）、うめ組（満3歳児クラス）、たけ組（満4歳児クラス）、まつ組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）		
調理室	1 室	
学童室	1 室	

5 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	1 5	1 2	3	
栄養士	1	1		
調理員	2	2		

当園では、「和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月20日和歌山市条例第66号。以下「条例」という。）」に定める基準に基づき、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	勤務時間帯（ 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 ）
主任保育士	勤務時間帯（ 9 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 うち8時間）
保育士	勤務時間帯（ 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0 うち8時間）
栄養士	勤務時間帯（ 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ）
調理員	勤務時間帯（ 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 ）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、保育を必要とする時間帯は保護者と個別に協議の上で決定します。

年末年始（12月29日から1月3日）、及び祝祭日は休園となります。また（8月13日から15日）（4月1日、1日が休日なら4月2日）は家庭保育協力日となります。

（土曜日の保育については、土曜日に就労している証明が必要です。ただし17時までの保育となります。保護者でお仕事のお休みの方は家庭保育をしていただきますようお願い致します。）

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間利用）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間利用）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

（3）最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時30分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時30分までに登園していただきます。

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚労省告示）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

(3) 外部講師による教育提供

体操（3・4・5歳児）、習字（硬筆）（4・5歳児）、英会話（5歳児）を週 1 回の月 4 回で行っております。

これは必ず受けていただきます。費用につきましては、その年度の園児数で割り、一人当たりの利用料金を設定させていただいております。

(4) 送迎

希望者には、園バスによる送迎を実施します。

ただし、年度初めには通園時間を設定させていただきますが、送り迎えの時間に添えられないケースがありますのでご了承下さい。通園バスの送迎対象地域は、年度によって異なります。

また、通園バスをご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(5) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	1 0 時頃	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
1 歳児	1 0 時頃	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
2 歳児	1 0 時頃	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4 歳児		1 2 時頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 2 時頃	1 5 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当

- し
なくなったとき
(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

(1) 内科

医療機関の名称	三 木 内 科
医 院 長 名	三 木 茂 裕
所 在 地	和歌山市楠見中 1 6 9 - 1 ワッセナー 2 1
電 話 番 号	0 7 3 - 4 5 4 - 8 1 1 5

(2) 歯科

医療機関の名称	和歌山市役所より指定の歯科
医 院 長 名	
所 在 地	
電 話 番 号	

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

○消防署・・・・・・・・・・・・・119番

和歌山北消防署 紀伊分署・・・・・・073-461-0119

〒649-6339 和歌山市弘西1101番地の2

和歌山北消防署 鳴滝分署・・・・・・073-453-0119

〒640-8483 和歌山市園部596番地の163

○和歌山県警・・・・・・・・・・・・・110番

和歌山北警察署・・・・・・・・・・・・・073-453-0110

〒640-8425 和歌山市松江北1丁目1番41号

和歌山北警察 楠見交番・・・・・・073-453-0110（楠見交番に転送）

〒640-8472 和歌山市大谷224-9

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 主任保育士：山 田 茂 美 ・ご利用時間 9：30～18：30 ・電話番号 073-453-2003 F A X 073-454-2040 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	土橋加代子	電話番号 073-451-0651
		役職・肩書等 民生児童委員

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

1.5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険（東京海上日動火災保険㈱）
保険の内容	ケガ・死亡
保険金額	対人賠償 100,000 円、対物賠償 2,000 千円入院 1 日 1,500 円、通院 1 日 1,000 円

保険の種類	食中毒保険（東京海上日動火災保険㈱）
保険の内容	給食・おやつ等の食中毒
保険金額	対人賠償 100,000 千円 対物賠償 2,000 千円

保険の種類	損害賠償責任保険（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
保険の内容	ケガ・死亡
保険金額	死亡見舞金 30,000 千円 医療費 50 万円

1.6 当園におけるその他の留意事項

（個人情報について）

当園では、お子様が熱を出したり、当園から緊急に連絡をしたい時の為に、緊急連絡先カードに保護者様の個人情報を詳しく記入していただくことにしております。

当園は、個人情報を重要なものと認識し、個人情報保護法などの法令・ガイドラインを遵守して、適切な個人情報の収集に努めるとともに管理を厳正に行なう等その取り扱いにつきましては細心の注意を払っております。

（2024. 8. 20より施行）

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
給食費	主食費 3歳児～5歳児	月額1,500円
	副食費 3歳児～5歳児 ※減免対象家庭は副食費が免除となります	月額4,500円
書道教室費 (硬筆)	4歳児(人数割) 5歳児(人数割)	4歳児：月額700円 5歳児：月額1,100円 (書の友代含む¥400)
体育教室費	3歳児(人数割) 4歳児(人数割) 5歳児(人数割)	3歳児：月額730円 4歳児：月額760円 5歳児：月額760円
英会話教室費	5歳児(人数割)	5歳児：月額1,520円
行事費	0歳児～3歳児 4歳児～5歳児	月額500円 月額650円
	【内 容】4月／入園式(おみやげ) 5月／鯉のぼり制作・音楽大行進(おみやげ)4・5歳児のみ・あさがお 5月・6月／ファミリーデー制作 7月／七夕の制作・お泊り保育(食事・花火)4・5歳児のみ 9月／交通安全フェア(おみやげ)5歳児のみ 10月／運動会(おみやげ)・秋祭り奉納 11月／七五三奉納(千歳飴) 12月／クリスマス制作・クリスマス音楽会(おみやげ)・餅つき 1月／十日戎(のし飴)・たこあげ大会(凧・お餅) 2月／節分の制作・おゆうぎ会(おみやげ・会場使用料) 3月／お雛様制作・ひなあられ・雛流し奉納(おみやげ)5歳児のみ・思い出制作・卒園式(おみやげ)	
通園バス	利用者のみ	1人3,000円(2人目からは半額)
絵本代	(月刊誌)	0歳児：月額390円・1歳児：月額380円 2歳児：月額390円・3歳児：月額430円 4・5歳児：月額450円
保護者会費	0歳児～5歳児	月額300円
写真代	業者による写真の販売	160円～
制服代	2歳児以上は、制服の上下・園内服の上下等が必要になります。 (制服・制帽・園内服)	制服上(冬)：3,550円～ (夏)：2,750円～ 制服下(夏冬兼用)：1,900円～ 制帽(冬)：2,400円 (夏)：2,900円 園内服上・下(冬)：5,200円～ 園内服上・下(夏)：3,000円～

用品代	通園カバン	3,350円
	お道具箱セット（2歳児以上）	3,770円
	手さげ袋（2歳児以上購入）	840円
	カラー帽子と名札2枚	毎年890円
	おたより帳	毎年620円～

（R7.02.01価格表）

※ 尚、遠足などで入場料が必要な場合は、別途費用を請求させていただくことがあります。

※ 別表の価格については、年度によって異なりますので、変更または決まり次第当園よりお知らせ致します。

2 時間外保育に係る利用者負担

保育標準時間認定に係る保育時間（11時間利用）（7時30分～18時30分）

7時30分～18時30分の保育認定の方で、18時30分を超過してお迎えに来られる方は、日割りで、1回につき200円いただきます。

保育短時間認定に係る保育時間（8時間利用）（8時30分～16時30分）

8時30分～16時30分の保育認定の方で、朝7時30分～8時30分までに登園する又は16時30分を超過してお迎えに来られる方は、日割りで、1回につき200円いただきます。つまり、8時30分前に登園されたら200円、夕方16時30分を越えてお迎えに来た場合200円となり合計400円となります。また、さらに18時30分以降になる方はあらたに200円いただきます。

保育園の終了は、19時30分となります。19時30分を越えてのお迎えはご遠慮願います。越えた場合は1回1,000円となりますのでご了承下さい。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、徴収袋にて集金し、領収書の代わりとさせていただきます。なお、個別に領収書の必要な方は担任に申し出て下さい。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保 育 園 名：あわ保育園

説明者職名：園 長

氏名 土 井 淳 宏

私は、本書面に基づいてあわ保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児 童 氏 名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

※ この同意書は変更ない限り、卒園及び退園の日まで有効とする。

保 護 者 様

あわ保育園長

園児の負傷・発病時における個人情報の取り扱いについて

保護者の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は保育園運営にご協力いただきまして誠に有難うございます。

さて、保育園でお子様が万が一負傷したり発病するようなことがあったとき、園から医療機関等に受診したほうが良いと思われる場合があります。保護者の方に連絡をとり医療機関等に同伴受診していただくようにしていますが、連絡が取れない場合等は、緊急連絡先カードに記載されているかかりつけの医療機関等を優先的に受診するようにしています。

「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」により、負傷・発病時に医療機関等との対応に支障を来すことがあります。例えば、保護者の方に連絡が取れない場合に、職員が同伴受診すること、又受診した医療機関等から受診結果について説明を受けられず、適切な対応等ができないことがあります。このような事が起きないように、事前に保護者の皆様方のご同意をいただきたくお願い申し上げます。

同意がいただける場合は、以下の同意書に署名し提出していただきますようお願い申し上げます。

.....き り と り.....

同 意 書

あわ保育園長 様

私は下記の事項について同意いたします。

(同意の内容)

保育園で子どもが負傷・発病し保護者に連絡が取れず職員が保護者の代わりに医療機関等に同伴受診する事、又、医療機関等から受診結果（治療内容・注意事項など）について説明を受けることの同意。

なお、この同意書の有効期限は、同意の日から退園の日まで有効とします。

令和 年 月 日

園児組名 _____ 園児氏名 _____

保護者氏名 _____ (印) _____